

振動規制法に基づく特定建設作業の届出について

1 対象作業 振動規制法施行令別表第2に掲げる作業（別紙参照）

2 規制基準

区域の区分	振動の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
第1号区域	75 dB	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		

備考1 区域の区分は、振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定（平成28年薩摩川内市告示第186号）に定める区域の区分による。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、作業時間等の制限が適用されないこともある。
- (1) 災害その他非常の事態の発生により、緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に夜間又は日曜・休日に行う必要がある場合
 - (4) 道路法又は道路交通法の規定に基づき、道路の占有・使用の許可に夜間若しくは日曜・休日に行うべき旨の条件が付された場合、又は協議により夜間若しくは日曜・休日に行うべきこととされた場合
 - (5) 変電所の変更の工事において、作業従事者の生命又は身体に対する安全を確保するため、特に日曜・休日に行う必要がある場合

3 提出期限 特定建設作業を開始する7日前まで


※ 災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行った場合も、速やかに届出を行う必要があります。

4 提出書類

- (1) 特定建設作業実施届出書（様式第9）
※ 様式は、市ホームページにも掲載しています。
- (2) 添付書類
 - ア 工事場所の付近の見取図
 - イ 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
 - ウ 工事の概要が分かるもの（図面など）
 - エ 使用機械の仕様が分かるもの（パンフレットの写しなど）

5 提出部数 2部（押印は不要です。）

6 届出先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

お問合せは 

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111（内線）2741
FAX 0996-20-5570
E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。